

令和 2 年第 4 回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



令和元年度荒尾市会計別決算総括表

(単位:円)

会計別	歳入						歳出					歳入歳出差引額 実質収支額及び基金繰入額 (L)=(C-H)
	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額 (D)	収入未済額 (E)=(B-C-D)	予算現額と 収入済額の比較 (F)=(C-A)	予算現額 (G)	支出済額 (H)	翌年度繰越額 (I)	不用額 (J)=(G-H-I)	予算現額と 支出済額の比較 (K)=(G-H)	
一般会計	24,712,049,430	23,674,069,927	23,028,902,664	16,753,952	628,413,311	△ 1,683,146,766	24,712,049,430	22,923,503,325	699,408,085	1,089,138,020	1,788,546,105	歳入歳出差引額 105,399,339 翌年度へ繰り越すべき財源 27,777,296 実質収支額 77,622,043 基金繰入額 0
国民健康保険 特別会計	7,483,614,000	7,349,882,244	7,084,821,040	45,028,100	220,033,104	△ 398,792,960	7,483,614,000	7,018,538,659	0	465,075,341	465,075,341	歳入歳出差引額 66,282,381 基金繰入額 0
介護保険 特別会計	6,225,893,000	5,572,528,430	5,551,291,530	6,679,020	14,557,880	△ 674,601,470	6,225,893,000	5,340,454,712	0	885,438,288	885,438,288	歳入歳出差引額 210,836,818 基金繰入額 109,977,000
	24,479,000	17,322,831	17,322,831	0	0	△ 7,156,169	24,479,000	13,652,578	0	10,826,422	10,826,422	歳入歳出差引額 3,670,253 基金繰入額 3,664,000
後期高齢者医療 特別会計	786,788,000	763,591,645	761,419,545	0	2,172,100	△ 25,368,455	786,788,000	751,764,945	0	35,023,055	35,023,055	歳入歳出差引額 9,654,600
南新地土地 区画整理事業 特別会計	1,363,876,057	1,174,190,304	898,562,410	0	275,627,894	△ 465,313,647	1,363,876,057	884,534,516	468,586,788	10,754,753	479,341,541	歳入歳出差引額 14,027,894 翌年度へ繰り越すべき財源 14,027,894 実質収支額 0

# 議第83号資料

## 令和元年度荒尾市水道事業会計決算資料

### 1 収益的収入及び支出

#### 収入

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		752,872	72.5	746,848	71.5	6,024	0.8
①給水収益		750,312	72.3	744,474	71.3	5,838	0.8
②その他の営業収益		2,560	0.2	2,374	0.2	186	7.8
2 営業外収益		285,472	27.5	297,668	28.5	△ 12,196	△ 4.1
①受取利息		27	0.0	26	0.0	1	3.8
②他会計補助金		47,319	4.6	49,534	4.7	△ 2,215	△ 4.5
③長期前受金戻入		210,118	20.2	207,710	19.9	2,408	1.2
④雑収益		28,008	2.7	32,898	3.2	△ 4,890	△ 14.9
⑤補助金		0	0.0	7,500	0.7	△ 7,500	皆減
計		1,038,344	100.0	1,044,516	100.0	△ 6,172	△ 0.6

#### 支出

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		885,879	92.7	863,438	92.1	22,441	2.6
①職員給与費		50,722	5.3	49,478	5.3	1,244	2.5
給料		25,449	2.7	24,785	2.7	664	2.7
手当等		17,413	1.8	17,183	1.8	230	1.3
法定福利費		7,860	0.8	7,510	0.8	350	4.7
②経費		437,358	45.8	427,140	45.6	10,218	2.4
委託料(包括:修繕費)		62,065	6.5	51,411	5.5	10,654	20.7
委託料(包括:動力費)		53,125	5.6	52,214	5.6	911	1.7
委託料(包括:その他)		171,697	18.0	172,130	18.3	△ 433	△ 0.3
委託料(包括以外)		93,986	9.8	96,265	10.3	△ 2,279	△ 2.4
その他		56,485	5.9	55,120	5.9	1,365	2.5
③減価償却費		389,847	40.8	379,087	40.4	10,760	2.8
④資産減耗費		7,952	0.8	7,733	0.8	219	2.8
2 営業外費用		69,305	7.3	73,811	7.9	△ 4,506	△ 6.1
①支払利息		69,207	7.3	73,181	7.8	△ 3,974	△ 5.4
②雑支出		98	0.0	630	0.1	△ 532	△ 84.4
計		955,184	100.0	937,249	100.0	17,935	1.9

(単位:千円)

収入総額	1,038,344	利益剰余金処分額(案)	
支出総額	955,184	当年度未処分利益剰余金	172,345
収支差引	83,160	資本金への組入れ	△ 21,163
前年度繰越利益剰余金	68,022	減債積立金の積立て	△ 20,000
その他未処分利益剰余金変動額	21,163	建設改良積立金の積立て	△ 20,000
当年度未処分利益剰余金	172,345	翌年度繰越利益剰余金	△ 61,163
			111,182

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		278,300	64.0	172,300	50.1	106,000	61.5
2 工事負担金		8,195	1.9	11,536	3.4	△ 3,341	△ 29.0
3 他会計負担金		6,477	1.5	4,021	1.2	2,456	61.1
4 補助金		142,067	32.6	155,867	45.3	△ 13,800	△ 8.9
計		435,039	100.0	343,724	100.0	91,315	26.6

支出

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		421,653	62.9	347,772	59.3	73,881	21.2
①配水設備拡張費		93,194	13.9	128,239	21.9	△ 35,045	△ 27.3
委託料(包括:工事費)		52,510	7.8	91,046	15.5	△ 38,536	△ 42.3
委託料(包括:その他)		38,839	5.8	35,219	6.0	3,620	10.3
その他		1,845	0.3	1,974	0.4	△ 129	△ 6.5
②配水設備改良費		318,618	47.5	174,355	29.7	144,263	82.7
委託料(包括:工事費)		256,668	38.2	153,678	26.2	102,990	67.0
委託料(包括:その他)		19,184	2.9	19,008	3.2	176	0.9
その他		42,766	6.4	1,669	0.3	41,097	2,462.4
③営業設備費		9,841	1.5	45,178	7.7	△ 35,337	△ 78.2
委託料(包括:工事費)		7,301	1.1	14,321	2.4	△ 7,020	△ 49.0
その他		2,540	0.4	30,857	5.3	△ 28,317	△ 91.8
2 企業債償還金		249,209	37.1	239,101	40.7	10,108	4.2
計		670,862	100.0	586,873	100.0	83,989	14.3

収入総額 435,039千円

支出総額 670,862千円

収支差引 △235,823千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額235,823千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,983千円、当年度分損益勘定留保資金187,677千円及び建設改良積立金21,163千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事内容	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
牛水地区配水管布設工事	21,275	令和元年5月7日	令和元年9月6日	
中央野原線道路改良工事に伴う導水管布設工事	12,659	令和元年5月7日	令和2年2月28日	
荒尾地区配水管布設その1工事	22,307	令和元年5月7日	令和元年9月6日	
南新地土地区画整理事業区画外配水管布設その1外1件工事	14,661	令和元年5月13日	令和元年9月13日	
南新地土地区画整理事業区画外配水管布設その2工事	19,937	令和元年6月17日	令和元年9月13日	
有明9549-3汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設その1工事	10,717	令和元年7月17日	令和2年2月23日	
有明9549-3汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設その2工事	18,302	令和元年7月17日	令和2年2月28日	
貝塚尾田峰線道路改良工事に伴う配水管布設外1件工事	17,486	令和元年8月29日	令和元年12月20日	
山浦8040汚水枝線管渠布設工事に伴う配水管布設工事	15,555	令和元年10月23日	令和2年3月13日	
機械電気設備更新工事	60,720	令和元年6月12日	令和2年3月31日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	令和元年度	平成30年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
行政区域内人口	人	51,910	52,525	△ 615	△ 1.2
年度末給水人口	人	49,717	50,298	△ 581	△ 1.2
普及率	%	95.8	95.8	0.0	
年間総配水量	m <sup>3</sup>	5,650,090	5,667,618	△ 17,528	△ 0.3
年間有収水量	m <sup>3</sup>	5,019,008	5,022,772	△ 3,764	△ 0.1
1日平均配水量	m <sup>3</sup>	15,437	15,528	△ 91	△ 0.6
1日最大配水量	m <sup>3</sup>	16,951	17,015	△ 64	△ 0.4
有収水量率	%	88.8	88.6	0.2	
供給単価	円/m <sup>3</sup>	149.49	148.22	1.27	0.9
給水原価	円/m <sup>3</sup>	148.45	145.25	3.20	2.2
料金回収率	%	100.7	102.0	△ 1.3	

# 議第84号資料

## 令和元年度荒尾市下水道事業会計決算資料

### 1 収益的収入及び支出

#### 収入

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		819,344	61.6	822,696	61.0	△ 3,352	△ 0.4
①下水道使用料		743,316	55.9	746,325	55.3	△ 3,009	△ 0.4
②他会計負担金		75,978	5.7	76,328	5.7	△ 350	△ 0.5
③その他営業収益		50	0.0	43	0.0	7	16.3
2 営業外収益		510,855	38.4	527,299	39.0	△ 16,444	△ 3.1
①受取利息及び配当金		4	0.0	3	0.0	1	33.3
②他会計補助金		221,355	16.7	229,306	17.0	△ 7,951	△ 3.5
③長期前受金戻入		289,247	21.7	294,269	21.8	△ 5,022	△ 1.7
④雑収益		249	0.0	3,721	0.2	△ 3,472	△ 93.3
3 特別利益		11	0.0	790	0.0	△ 779	△ 98.6
計		1,330,210	100.0	1,350,785	100.0	△ 20,575	△ 1.5

#### 支出

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		1,074,629	90.1	1,080,672	89.8	△ 6,043	△ 0.6
①職員給与費		66,365	5.5	70,957	5.9	△ 4,592	△ 6.5
給料		32,344	2.7	34,217	2.8	△ 1,873	△ 5.5
手当等		23,552	2.0	25,963	2.2	△ 2,411	△ 9.3
法定福利費		10,469	0.8	10,777	0.9	△ 308	△ 2.9
②経費		396,390	33.3	386,679	32.1	9,711	2.5
光熱水費		16,482	1.4	16,490	1.4	△ 8	0.0
修繕費		54,713	4.6	44,761	3.7	9,952	22.2
委託料		307,119	25.8	309,978	25.7	△ 2,859	△ 0.9
その他		18,076	1.5	15,450	1.3	2,626	17.0
③減価償却費		608,531	51.0	610,281	50.7	△ 1,750	△ 0.3
④資産減耗費		3,343	0.3	12,755	1.1	△ 9,412	△ 73.8
2 営業外費用		117,446	9.9	123,273	10.2	△ 5,827	△ 4.7
①支払利息		109,631	9.2	120,692	10.0	△ 11,061	△ 9.2
②雑支出		7,815	0.7	2,581	0.2	5,234	202.8
3 特別損失		12	0.0	0	0.0	12	皆増
計		1,192,087	100.0	1,203,945	100.0	△ 11,858	△ 1.0

(単位:千円)

収入総額	1,330,210	<b>利益剰余金処分額(案)</b>	
支出総額	1,192,087	当年度末処分利益剰余金	274,764
収支差引	138,123	資本金への組入れ	△ 136,641
前年度繰越利益剰余金	0	減債積立金の積立て	△ 100,000
その他未処分利益剰余金変動額	136,641	建設改良積立金の積立て	△ 38,123
当年度末処分利益剰余金	274,764	翌年度繰越利益剰余金	0
		△ 274,764	

## 2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		257,000	57.1	271,000	55.4	△ 14,000	△ 5.2
2 補助金		182,982	40.7	198,674	40.6	△ 15,692	△ 7.9
3 工事負担金		0	0.0	10,212	2.1	△ 10,212	皆減
4 固定資産売却代金		0	0.0	0	0.0	0	—
5 受益者負担金		9,795	2.2	9,481	1.9	314	3.3
計		449,777	100.0	489,367	100.0	△ 39,590	△ 8.1

支出

(単位:千円)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		362,274	39.2	413,011	41.8	△ 50,737	△ 12.3
2 借入償還金		561,493	60.8	575,726	58.2	△ 14,233	△ 2.5
3 国庫補助金返還金		0	0.0	0	0.0	0	—
計		923,767	100.0	988,737	100.0	△ 64,970	△ 6.6

収入総額449,777千円 支出総額923,767千円 収支差△473,990千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額473,990千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,722千円、当年度分損益勘定留保資金322,627千円、減債積立金100,000千円及び建設改良積立金36,641千円で補填した。

## 3 事業概要

### (1) 主な建設改良工事

工事名	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
荒尾市公共下水道根幹的施設の建設工事委託その2 (西原雨水ポンプ場電気設備更新)	91,800	平成30年8月22日	令和2年3月16日	
南新地汚水枝線管渠布設(16街区)工事	12,764	平成31年3月13日	令和元年6月14日	
有明9549-3汚水枝線管渠布設工事	53,754	令和元年7月12日	令和2年2月28日	
荒尾市公共下水道大島浄化センターの建設工事委託 (大島浄化センター管理施設改築)	46,521	令和元年8月7日		繰越し
倉掛9004-1汚水枝線管渠布設工事	20,273	令和元年11月12日	令和2年2月28日	
中央9819汚水枝線管渠布設工事	26,108	令和元年11月12日	令和2年3月23日	
山浦8040汚水枝線管渠布設工事	24,507	令和元年11月12日	令和2年2月28日	

### (2) 業務量等

事項・単位	年度	令和元年度	平成30年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
処理区域内人口	人	37,202	37,853	△ 651	△ 1.7
水洗化人口	人	33,403	33,702	△ 299	△ 0.9
普及率	%	71.7	72.1	△ 0.4	
水洗化率	%	89.8	89.0	0.8	
年間総処理水量	m <sup>3</sup>	4,385,321	4,704,232	△ 318,911	△ 6.8
年間有収水量	m <sup>3</sup>	3,987,576	4,118,665	△ 131,089	△ 3.2
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	186.41	181.21	5.20	2.9

## 令和元年度荒尾市病院事業会計決算資料

## 1 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

科 目	年 度		令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	伸 率		
1 医 業 収 益	5,917,728	94.7	5,967,591	95.1	△ 49,863	△ 0.8		
(1) 入院収益	3,933,442	63.0	4,051,610	64.6	△ 118,168	△ 2.9		
(2) 外来収益	1,610,441	25.7	1,535,198	24.4	75,243	4.9		
(3) その他医業収益	373,845	6.0	380,783	6.1	△ 6,938	△ 1.8		
うち他会計負担金	228,764	3.7	230,274	3.7	△ 1,510	△ 0.7		
2 医 業 外 収 益	328,405	5.3	306,458	4.9	21,947	7.2		
(1) 受取利息及び配当金	74	0.0	73	0.0	1	1.4		
(2) 他会計補助金	135,346	2.2	135,516	2.2	△ 170	△ 0.1		
(3) 国県補助金	22,689	0.4	17,598	0.3	5,091	28.9		
(4) 他会計負担金	92,920	1.5	96,704	1.5	△ 3,784	△ 3.9		
(5) その他医業外収益	77,376	1.2	56,567	0.9	20,809	36.8		
3 特 別 利 益	1,930	0.0	1,934	0.0	△ 4	△ 0.2		
総 収 入	6,248,063	100.0	6,275,983	100.0	△ 27,920	△ 0.4		
1 医 業 費 用	6,034,184	96.6	5,921,430	96.5	112,754	1.9		
(1) 給与費	3,595,023	57.5	3,595,842	58.6	△ 819	0.0		
給料	1,359,304	21.7	1,322,066	21.6	37,238	2.8		
手当	1,205,209	19.3	1,208,727	19.7	△ 3,518	△ 0.3		
賃金・報酬	425,493	6.8	429,822	7.0	△ 4,329	△ 1.0		
その他	605,017	9.7	635,227	10.3	△ 30,210	△ 4.8		
(2) 材料費	1,278,825	20.5	1,240,045	20.2	38,780	3.1		
薬品費	794,671	12.7	744,156	12.1	50,515	6.8		
診療材料費	473,449	7.6	485,076	7.9	△ 11,627	△ 2.4		
医療消耗備品費	10,705	0.2	10,813	0.2	△ 108	△ 1.0		
(3) 経費	891,089	14.3	794,318	13.0	96,771	12.2		
光熱水費	77,567	1.3	79,966	1.3	△ 2,399	△ 3.0		
燃料費	33,413	0.5	35,441	0.6	△ 2,028	△ 5.7		
修繕費	32,655	0.5	30,942	0.5	1,713	5.5		
賃借料	73,771	1.2	69,018	1.1	4,753	6.9		
委託料	603,720	9.7	514,081	8.4	89,639	17.4		
その他	69,963	1.1	64,870	1.1	5,093	7.9		
(4) 減価償却費	247,896	4.0	263,833	4.3	△ 15,937	△ 6.0		
(5) 資産減耗費	670	0.0	6,073	0.1	△ 5,403	△ 89.0		
(6) 研究研修費	20,681	0.3	21,319	0.3	△ 638	△ 3.0		
2 医 業 外 費 用	208,134	3.3	208,124	3.4	10	0.0		
(1) 企業債利息	4,648	0.1	5,656	0.1	△ 1,008	△ 17.8		
(2) 一時・長期借入金利息	14	0.0	185	0.0	△ 171	△ 92.4		
(3) 繰延勘定償却	0	0.0	0	0.0	0	-		
(4) 消費税(雑損失)	203,472	3.2	165,883	2.7	37,589	22.7		
(5) 職員確保経費	0	0.0	6,400	0.1	△ 6,400	皆減		
(6) 貸倒引当金医業外繰入額	0	0.0	30,000	0.5	△ 30,000	皆減		
3 特 別 損 失	3,267	0.1	3,519	0.1	△ 252	△ 7.2		
総 支 出	6,245,585	100.0	6,133,073	100.0	112,512	1.8		
差 引	2,478		142,910		△ 140,432			

当 年 度 純 利 益	2,478	142,910	△ 140,432
累 積 欠 損 金	828,159	830,637	△ 2,478
累 積 欠 損 金 比 率 (%)	14.0	13.9	0.1
不 良 債 務 額	-	-	-
不 良 債 務 比 率 (%)	-	-	-



## 2 資本の収入及び支出

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	伸 率
資 本 的 収 入	167,950	100.0	530,380	100.0	△ 362,430	△ 68.3
1 企業債	166,400	99.1	503,700	95.0	△ 337,300	△ 67.0
2 固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	-
3 補助金	0	0.0	0	0.0	0	-
4 他会計負担金	0	0.0	0	0.0	0	-
5 他会計出資金	0	0.0	25,480	4.8	△ 25,480	皆減
6 奨学資金貸付金返還金	1,550	0.9	1,200	0.2	350	29.2
資 本 的 支 出	512,136	100.0	846,145	99.9	△ 334,009	△ 39.5
1 建設改良費	186,780	36.5	522,491	61.8	△ 335,711	△ 64.3
2 企業債償還金	278,806	54.4	281,954	33.3	△ 3,148	△ 1.1
3 医学生奨学資金貸付金	34,800	6.8	29,400	3.5	5,400	18.4
4 看護学生奨学資金貸付金	11,750	2.3	12,300	1.4	△ 550	△ 4.5
5 電話加入権	0	0.0	0	0.0	0	-
6 投資	0	0.0	0	0.0	0	-
差 引	△ 344,186		△ 315,765		△ 28,421	

資本の収入額が資本の支出額に対し不足する額344,186千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,232千円及び当年度分損益勘定留保資金237,278千円で補填し、なお不足する額91,676千円は一時借入金で措置した。

## 3 診療科別患者数調

(単位:人、%)

診療科		令和元年度		平成30年度		対前年度比較	
		患者数	構成比	患者数	構成比	増減数	伸率
内科	外来	762	0.9	1,644	1.9	△ 882	△ 53.6
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
血液内科	外来	3,481	4.1	3,589	4.2	△ 108	△ 3.0
	入院	2,643	3.2	3,818	4.5	△ 1,175	△ 30.8
腎臓内科	外来	2,127	2.5	2,519	2.9	△ 392	△ 15.6
	入院	3,437	4.2	4,640	5.5	△ 1,203	△ 25.9
脳神経内科	外来	4,464	5.3	3,958	4.6	506	12.8
	入院	17,051	20.6	13,823	16.4	3,228	23.4
呼吸器内科	外来	2,156	2.5	2,446	2.9	△ 290	△ 11.9
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器内科	外来	2,509	3.0	2,272	2.7	237	10.4
	入院	1,522	1.8	1,611	1.9	△ 89	△ 5.5
循環器内科	外来	9,431	11.2	10,187	12.0	△ 756	△ 7.4
	入院	7,189	8.7	6,855	8.1	334	4.9
糖尿病内分泌内科	外来	6,076	7.2	5,957	7.0	119	2.0
	入院	1,704	2.1	1,836	2.2	△ 132	△ 7.2
外科	外来	10,856	12.9	10,871	12.8	△ 15	△ 0.1
	入院	15,346	18.6	17,051	20.3	△ 1,705	△ 10.0
整形外科	外来	6,710	8.0	6,385	7.5	325	5.1
	入院	12,941	15.7	12,948	15.4	△ 7	△ 0.1
形成外科	外来	238	0.3	711	0.8	△ 473	△ 66.5
	入院	0	0.0	303	0.4	△ 303	皆減
産婦人科	外来	2,725	3.2	2,881	3.4	△ 156	△ 5.4
	入院	1,312	1.6	1,957	2.3	△ 645	△ 33.0
小児科	外来	771	0.9	574	0.7	197	34.3
	入院	376	0.5	49	0.1	327	667.3
脳神経外科	外来	2,579	3.1	2,600	3.1	△ 21	△ 0.8
	入院	13,608	16.5	13,855	16.5	△ 247	△ 1.8
眼科	外来	0	0.0	0	0.0	0	-
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
泌尿器科	外来	2,982	3.5	3,175	3.7	△ 193	△ 6.1
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
放射線治療科	外来	3,426	4.1	3,114	3.7	312	10.0
	入院	26	0.0	0	0.0	26	皆増
画像診断・治療科	外来	788	0.9	772	0.9	16	2.1
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
消化器病センター	外来	3,683	4.4	3,426	4.0	257	7.5
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
麻酔科	外来	680	0.8	799	0.9	△ 119	△ 14.9
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
緩和ケア内科	外来	43	0.1	58	0.1	△ 15	△ 25.9
	入院	335	0.4	527	0.6	△ 192	△ 36.4
救急科	外来	7,140	8.5	7,478	8.8	△ 338	△ 4.5
	入院	3,645	4.4	4,075	4.8	△ 430	△ 10.6
皮膚科	外来	3,974	4.7	3,295	3.9	679	20.6
	入院	1,433	1.7	811	1.0	622	76.7
腎センター(透析)	外来	6,697	7.9	6,348	7.5	349	5.5
外来患者合計		84,298	100.0	85,059	100.0	△ 761	△ 0.9
入院患者合計		82,568	100.0	84,159	100.0	△ 1,591	△ 1.9
患者数合計		166,866		169,218		△ 2,352	△ 1.4

## 令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源	国庫支出金	地方債		
2 総務費	荒尾市タクシー事業者感染症対策事業費	1,220				1,220	□市内タクシー事業者が実施する感染防止策に要する経費の助成（1台につき2万円を上限） ・荒尾市タクシー事業者感染症対策事業補助金 1,220
	2款計	1,220				1,220	
3 民生費	ひとり親世帯臨時特別給付金事業費	75,278	75,278				□ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 200 ・郵便料 300 ・手教料 154 ・児童扶養手当システム改修委託料 484 ・備品購入費 200 ・ひとり親世帯臨時特別給付金 73,940 (財源) ・国庫補助金 75,278
	ひとり親世帯臨時特別給付金事業費（時間外手当）	500	500				□ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 500 (財源) ・国庫補助金 500
	3款計	75,778	75,778				
4 衛生費	保健総務費	13,332				13,332	□公民館等での地域活動における感染予防のための衛生用品等の購入 ・消耗品費 10,932 ・備品購入費 2,400
	4款計	13,332				13,332	
7 商工費	新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）	73,200				73,200	□市内事業者が実施する感染防止策に要する経費の助成（法人10万円、個人事業主5万円を上限） ・荒尾市事業者感染症対策事業補助金 73,200
	7款計	73,200				73,200	
10 教育費	学校保健特別対策事業費（小学校）	12,500	6,250			6,250	□感染症対策を徹底しながら児童の学習保障の支援を学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施するための経費 ・消耗品費 5,207 ・学年学級費 165 ・郵便料 10 ・通信運搬費 500 ・手教料 30 ・児童輸送委託料 432 ・備品購入費 4,975 ・教材備品費 1,181 (財源) ・国庫補助金 6,250
	学校保健特別対策事業費（中学校）	4,500	2,250			2,250	□感染症対策を徹底しながら生徒の学習保障の支援を学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施するための経費 ・消耗品費 775 ・郵便料 105 ・備品購入費 3,620 (財源) ・国庫補助金 2,250
	10款計	17,000	8,500			8,500	
	補正額	180,530	84,278			96,252	一般財源 ・地方創生臨時交付金 222,466 ・財政調整基金繰入金 △126,214
	補正前の額	29,676,587	12,359,089	1,497,400	1,300,909	14,519,189	
	合計	29,857,117	12,443,367	1,497,400	1,300,909	14,615,441	

# 議第87号資料

## 令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源	内 訳			
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	荒尾総合文化センター管理費	3,313				3,313	□新型コロナウイルス感染防止用備品等の整備 ・消耗品費 95 ・備品購入費 3,218
	2款計	3,313				3,313	
3 民生費	社会福祉総務費	1,142				1,142	□協定に基づき荒尾市社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの運営経費 ・災害ボランティアセンター運営負担金 1,142
	法外援護費	12,000				12,000	□豪雨被災者への支援金及び見舞金の支給 ・被災者支援特別給付金 4,500 ・災害見舞金 7,500
	移動手段確保支援事業費	5,000				5,000	□自動車を廃車した豪雨被災者への移動手段確保のための支援金の支給 ・移動手段確保支援金 5,000
	乳児家庭全戸訪問事業費	172	172				□乳児家庭全戸訪問事業における新型コロナウイルス感染防止用衛生用品等の整備 ・消耗品費 172 (財源) ・国庫補助金 172
	ひとり親世帯への生活支援給付金事業費	14,310	14,310				□ひとり親世帯への生活支援給付金(対象1世帯につき2万円)支給事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 200 ・郵便料 200 ・手数料 100 ・ひとり親世帯への生活支援給付金システム改修委託料 110 ・ひとり親世帯への生活支援給付金 13,700 (財源) ・県補助金 14,310
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	32,951	32,451			500	□新型コロナウイルス感染防止のため、児童福祉施設等における備品等の整備及び地域子育て支援拠点事業における相談支援体制の強化 ・消耗品費 1,701 ・備品購入費 2,105 ・保育環境改善等事業補助金 3,645 ・子ども・子育て支援交付金事業補助金(新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業) 11,500 ・子ども・子育て支援交付金事業補助金(相談支援体制強化事業) 1,500 ・緊急包括支援交付金事業補助金 12,500 (財源) ・国庫補助金 17,451 ・県補助金 15,000
	清里保育園管理費	650	560			90	□新型コロナウイルス感染防止用備品等の整備及び携帯アプリを活用した情報発信 ・消耗品費 280 ・電話料 90 ・備品購入費 280 (財源) ・国庫補助金 60 ・県補助金 500

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源	内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	児童センター運営費	150	150				<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染防止用備品等の整備 ・消耗品費 18 ・備品購入費 132 (財源) ・県補助金 150
	災害救助費	118,660	76,160	42,500			<input type="checkbox"/> 被災家屋の応急修理及び災害援護資金の貸付け ・被災住宅応急修繕費 76,160 ・貸付金 42,500 (財源) ・県負担金 76,160 ・災害援護資金貸付金 42,500
	3款計	185,035	123,803	42,500		18,732	
4	衛生費						
	塵芥処理費	4,473	730			3,743	<input type="checkbox"/> 災害ごみ業務従事会計年度職員人件費及び災害ごみの処分経費 ・非常勤職員報酬 3,013 ・手数料 1,460 (財源) ・国庫補助金 730
	被災家屋等解体撤去事業費	60,000	30,000			30,000	<input type="checkbox"/> 被災家屋等の解体撤去費用 ・被災家屋等解体撤去業務委託料 60,000 (財源) ・国庫補助金 30,000
	塵芥処理費(人件費)	10,248				10,248	<input type="checkbox"/> 災害ごみ業務従事職員人件費 ・時間外手当 10,248
	4款計	74,721	30,730			43,991	
6	農林水産業費						
	耕地費(人件費)	△2,931				△2,931	<input type="checkbox"/> 農林水産災害復旧事業費への人件費組替え ・一般職給 △1,730 ・職員手当等 △665 ・共済費 △536
	6款計	△2,931				△2,931	
8	土木費						
	道路維持費(人件費)	△7,439				△7,439	<input type="checkbox"/> 土木災害復旧事業費への人件費組替え ・一般職給 △4,639 ・職員手当等 △1,447 ・共済費 △1,353
	住宅施設改修費	10,000				10,000	<input type="checkbox"/> 豪雨被災者へのエアコン設置に対する補助 ・豪雨災害に係るエアコン設置補助金 10,000
	8款計	2,561				2,561	
9	消防費						
	消防団員費(人件費)	326				326	<input type="checkbox"/> 消防団本部従事職員人件費 ・時間外手当 326
	水防費(土木課人件費)	830				830	<input type="checkbox"/> 水防本部従事職員人件費 ・時間外手当 830
	災害対策費(災害対応分)	5,890				5,890	<input type="checkbox"/> 災害対策本部及び避難所開設従事職員人件費 ・時間外手当 5,890
	9款計	7,046				7,046	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災害 復旧 費	現年農林水産災害復旧事業費	46,312	15,750	2,800	12,600	15,162	<input type="checkbox"/> 豪雨による災害復旧費 ・修繕費 13,600 ・工事施工に伴う委託料 1,212 ・工事請負費 31,500 (財源) ・分担金 12,600 ・国庫補助金 15,750 ・農林水産施設災害復旧事業債 2,800
	農林水産災害復旧事業費(人件費)	2,931		1,400		1,531	<input type="checkbox"/> 農林水産業費からの人件費組替え ・一般職給 1,730 ・職員手当等 665 ・共済費 536 (財源) ・農林水産施設災害復旧事業債 1,400
	現年公共土木災害復旧事業費	150,344	83,938	41,900		24,506	<input type="checkbox"/> 豪雨による災害復旧費 ・修繕費 17,300 ・手数料 4,800 ・工事施工に伴う委託料 2,400 ・工事請負費 125,844 (財源) ・国庫負担金 83,938 ・公共土木施設災害復旧事業債 41,900
	土木災害復旧事業費(人件費)	7,439		6,200		1,239	<input type="checkbox"/> 土木費からの人件費組替え ・一般職給 4,639 ・職員手当等 1,447 ・共済費 1,353 (財源) ・公共土木施設災害復旧事業債 6,200
	11款計	207,026	99,688	52,300	12,600	42,438	
	補 正 額	476,771	254,221	94,800	12,600	115,150	一般財源 ・財政調整基金繰入金 115,150
	補正前の額	29,857,117	12,443,367	1,497,400	1,300,909	14,615,441	
	合 計	30,333,888	12,697,588	1,592,200	1,313,509	14,730,591	

## 荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について(概要)

**1 改正の趣旨**

庁舎等の余裕スペースを自動販売機の設置目的で貸し付ける場合等、地方自治法第238条の4第2項から第4項までの規定による当該財産の用途又は目的を妨げない限度での行政財産の貸付けについて、災害により当該財産を貸付けの目的に供することが困難となった場合等に、行政財産の無償貸付又は減額貸付ができるようにするほか、普通財産の無償貸付又は減額貸付の適用対象に国を追加する改正を行うものである。

**2 改正の内容**

- (1) 行政財産の貸付けについて、本条例第4条の普通財産の無償貸付又は減額貸付の規定を準用できる規定を定める。
- (2) 本条例第4条第1号の規定における普通財産の無償貸付又は減額貸付の適用対象に国を追加する。

**3 施行期日**

公布の日

荒尾市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) <u>他の</u>地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p>	<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) <u>国、他の</u>地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。 (準用)</p>
	<p>第5条 前条の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項から第4項までの規定により、行政財産を貸し付ける場合について準用する。</p>
<p>(物品の交換) 第5条 略</p>	<p>(物品の交換) 第6条 略</p>
<p>(物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 略</p>	<p>(物品の譲与又は減額譲渡) 第7条 略</p>
<p>(物品の無償貸付又は減額貸付) 第7条 略</p>	<p>(物品の無償貸付又は減額貸付) 第8条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の<u>区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の<u>区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。</u>）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をい</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。</u>）以下</p>

現 行	改 正 後
<p>う。以下この項、<u>第19条及び第36条第3項において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、<u>当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならぬ。</u></p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項及び利用に当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同</p>	<p>同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、<u>当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならぬ。</u></p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び<u>終了</u>に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同</p>
<p>号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定</p>	<p>号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定</p>

現 行	改 正 後
<p>める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「<u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を受ける者</u>」とする。</p>	<p>める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除外。））」とする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人</p>

現 行	改 正 後
<p>以下、小規模保育事業A型（荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。以下この項において同じ。）に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもと区分して定めるものとする。</p>	<p>以下、小規模保育事業A型（荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定により、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとくに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもと区分して定めるものとする。</p>
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略</p>

現 行	改 正 後
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受</p>

現 行	改 正 後
<p>けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難である</u>と認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、<u>第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p>
<p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的と</p>	<p>5 前項（<u>同項第2号に係る部分に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、<u>児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のもの（入所定員が20人以上のものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を確保しなければならない。）</u>であって、市長が適当と認めるものに限る。）であって、力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的と</p>

現 行	改 正 後
<p>するものに限る。)</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6・7 略</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 略</p>	<p>するものに限る。)</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6・7 略</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 略</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たったての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保</p>

現 行	改 正 後
<p>育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。) について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p>	<p>育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。) について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項及び第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p>
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条第3条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第</p>



現 行	改 正 後
<p>2 項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>教育・保育給付認定に基づき、及び家族等の状況や必要の程度を勘案し、保育を受ける必要の程度を認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法は「抽選、申込みを受けた順序により決定する地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等の他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあり算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあり算定した費用の額」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p>	<p>2 項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもとあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況や必要の程度を勘案し、保育を受ける必要の程度を認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法は「抽選、申込みを受けた順序により決定する地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等の他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあり算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあり算定した費用の額」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p>
<p>(特定利用地域型保育の基準) 第52条 略 2 略</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準) 第52条 略 2 略</p>

現 行	改 正 後
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものに要する費用）」とする。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「<u>法第29条第3項第2号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の市町村が定める額</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 管理者要件

令和3年4月1日以後、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

#### (2) 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

### 3 施行期日

やむを得ない理由がある場合に管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする改正規定は令和3年4月1日から施行し、そのほかの改正規定は公布の日から施行する。

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(管理者) 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(管理者) 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 略</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（概要）

1 変更理由

大牟田市を中心市とする有明圏域定住自立圏は、大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、長洲町及び南関町の4市2町の圏域として協定を締結している。

協定事項の実施計画に該当する第2次共生ビジョンは、平成28年度から令和2年度までの5年間となっており、第3次共生ビジョンの策定へ向け、連携内容の見直しを行い、協定の一部変更を行うものである。

2 定住自立圏形成協定の変更要旨

変更を予定する協定項目	新協定内容	
近代化産業遺産群の保存及び活用	統合	取組事項：地域資源をいかした広域観光の振興
地域資源をいかした圏域内外の交流		
戦略的な広域観光の振興		
中小企業の振興	統合	取組事項：中小企業の振興
民間人材の育成		
新規取組		取組事項：環境保全活動の推進
		取組事項：危機管理体制の強化
		取組事項：業務効率化の推進

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第1 (第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野			
1 福祉			
取組事項 高齢者等 徘徊SOS ネットワーク の構築	取組内容 認知症高齢者 等の行方不明者 を早期に見出す ため高齢者等 徘徊SOSネット ワークの構築を 図り、定住自立 圏の圏域(以下「 <u>圏</u> 」という。)を推 進する。取組の 調整を図る。	甲の役割 乙及び関係機 関と連携して、 <u>高 齢者等徘徊SOS ネットワークの 構築</u> を図ると ともに、乙の区 域との関係機 関と連携を図 る。	乙の役割 甲と連携し、 <u>高 齢者等SOSネ ットワークの 拡</u> 充を図るととも に、乙の区域の 関係機関との 連携を図る。
2 教育・文化			
取組事項 略	取組内容 略	甲の役割 略	乙の役割 略
別表第1 (第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野			
1 福祉			
取組事項 認知症 施策の広域的 推進	取組内容 認知症高齢者 等の行方不明者 を早期に見出す ため高齢者等 徘徊SOSネット ワークにおける協 力体制づくりを 進め、定住自立 圏の圏域(以下「 <u>圏</u> 」という。)にお いて高齢者等 が安心して暮ら せるまちづくり の推進を図る。	甲の役割 乙及び関係機 関と連携して、 <u>高 齢者等SOSネ ットワークの 拡</u> 充を図り、 <u>高 齢者等徘徊SOS ネットワークの 構築</u> を図ると ともに、乙の区 域との関係機 関と連携を図 る。	乙の役割 甲と連携し、 <u>高 齢者等SOSネ ットワークの 拡</u> 充を図るととも に、乙の区域の 関係機関との 連携を図る。
2 教育・文化			
取組事項 略	取組内容 略	甲の役割 略	乙の役割 略
取組事項 近代化産 業遺産群の 保存及び活 用	取組内容 三池炭鉱関連 施設に関する管 理保全計画等に 基づき、近代化 遺産群の適切 な活用を図る。	甲の役割 乙及び関係機 関と連携して、 <u>近 代化産業遺産群 の周辺整備、来 訪者の受け入れ 体制の整備</u> を 図るとともに、 乙の区域との 関係機関と 連携を図る。	乙の役割 甲及び関係機 関と連携して、 <u>近 代化産業遺産群 の周辺整備、来 訪者の受け入れ 体制の整備</u> を 図るとともに、 乙の区域との 関係機関と 連携を図る。

現		行		改 正 後	
<p>な保存措置を講ずる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。</p>		<p>構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。</p>			
3 産業振興					
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	取組事項	取組内容
略					
中小企業の振興	産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等学校（以下「有明工業高等学校」という。）との交流事業を実施し、圏域の産官の連携及び協力の推進を図る。	有明広域産業技術振興会を中心に、乙及び関係機関と連携して、圏域における産官と有明工業高等学校と等専門学校との交流事業を実施し、産官の連携及び協力の推進を図る。	有明広域産業技術振興会を中心に、甲及び関係機関と連携して、産官の連携及び協力の推進を図り、圏域の中小企業の振興及び官の発展に組み込むとともに、圏域の課題に関する調	中小企業の振興	産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等学校（以下「有明工業高等学校」という。）との交流事業を実施し、圏域の産官の連携及び協力の推進を図る。

現		行		改 正 後	
<p>な保存措置を講ずる。また、圏域住民及び来訪者に対して、世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が有する価値及び意義についての理解の増進を図るとともに、施設間の連携を図る。</p>		<p>構築、セミナーの開催や情報発信などを行う。また、甲の住民及び、乙の住民及び来訪者に対して、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する資産の一体的な説明、案内及び誘導を行う。</p>			
3 産業振興					
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	取組事項	取組内容
略					
中小企業の振興	産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等学校（以下「有明工業高等学校」という。）との交流事業を実施し、圏域の産官の連携及び協力の推進を図る。	有明広域産業技術振興会を中心に、乙及び関係機関と連携して、圏域における産官と有明工業高等学校と等専門学校との交流事業を実施し、産官の連携及び協力の推進を図る。	有明広域産業技術振興会を中心に、甲及び関係機関と連携して、産官の連携及び協力の推進を図り、圏域の中小企業の振興及び官の発展に組み込むとともに、圏域の課題に関する調	中小企業の振興	産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等学校（以下「有明工業高等学校」という。）との交流事業を実施し、圏域の産官の連携及び協力の推進を図る。



現 行		改 正 後	
<p>また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。</p>	<p>また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。また、圏域の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。</p>	<p>また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。また、圏域の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。</p>	<p>また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。また、圏域の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。</p>
<p>民間人材を活用した圏域の振興を図るため、圏域における民間人材に対し、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図る。</p>	<p>民間人材を活用した圏域の振興を図るため、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図る。</p>	<p>民間人材を活用した圏域の振興を図るため、民間人材の育成を図るとともに、専門性の高い講座の調整を図る。</p>	<p>民間人材の育成を図るとともに、専門性の高い講座の調整を図る。</p>
<p>民間人材の育成</p>	<p>民間人材を活用した圏域の振興を図るため、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図る。</p>	<p>民間人材を活用した圏域の振興を図るため、民間人材の育成を図るとともに、専門性の高い講座の調整を図る。</p>	<p>民間人材の育成を図るとともに、専門性の高い講座の調整を図る。</p>
			削る。

現 行		改 正 後																
略		略																
4	<p>4 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組事項</th> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全活動の推進</td> <td>環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。</td> <td>乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。</td> <td>甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。</td> </tr> </tbody> </table>	取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	環境保全活動の推進	環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。	乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。	甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。	<p>4 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組事項</th> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全活動の推進</td> <td>環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。</td> <td>乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。</td> <td>甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。</td> </tr> </tbody> </table>	取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	環境保全活動の推進	環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。	乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。	甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割															
環境保全活動の推進	環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。	乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。	甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。															
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割															
環境保全活動の推進	環境意識の啓発に連携して取組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、C O 2 の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。	乙と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。	甲と連携し、圏域住民や事業者への環境意識啓発などに取組む。また、再生可能エネルギー等への環境意識啓発などに取組む。															
略		略																
1	<p>1 地域公共交通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組事項</th> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域公共</td> <td>圏域内の通勤</td> <td>乙及び関係機</td> <td>甲及び関係機</td> </tr> </tbody> </table>	取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	地域公共	圏域内の通勤	乙及び関係機	甲及び関係機	<p>1 地域公共交通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組事項</th> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域公共</td> <td>圏域内の通勤</td> <td>乙及び関係機</td> <td>甲及び関係機</td> </tr> </tbody> </table>	取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割	地域公共	圏域内の通勤	乙及び関係機	甲及び関係機
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割															
地域公共	圏域内の通勤	乙及び関係機	甲及び関係機															
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割															
地域公共	圏域内の通勤	乙及び関係機	甲及び関係機															

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

別表第2 (第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

現		行		改		正		後	
交通の維持及び利便促進	や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。	関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者や乗合タクシーの運行支援を行う。また、J R 鹿児島本線の強化に際しては、関係機関への働きかけや、利用促進の取組を行う。	関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者や乗合タクシーの運行支援を行う。また、J R 鹿児島本線の強化に際しては、関係機関への働きかけや、利用促進の取組を行う。	や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。	関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者や乗合タクシーの運行支援を行う。また、J R 鹿児島本線の強化に際しては、関係機関への働きかけや、利用促進の取組を行う。	や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。	関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者や乗合タクシーの運行支援を行う。また、J R 鹿児島本線の強化に際しては、関係機関への働きかけや、利用促進の取組を行う。	関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者や乗合タクシーの運行支援を行う。また、J R 鹿児島本線の強化に際しては、関係機関への働きかけや、利用促進の取組を行う。	や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。

2 略

2 略

改 正 後

現 行

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進			
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
	削る。		
地域資源をいかした広域観光の振興	圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光プロモーションの実施による観光振興に資する。	乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光振興に資する。	甲と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光振興に資する。

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進			
取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域資源をいかした圏域内外の交流	魅力ある圏域づくりのため、地域資源をいかした圏域内外との交流の促進を図る。	甲の圏域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の向上及び活用を図る。	乙の圏域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の向上及び活用を図る。
戦略的な広域観光の振興	圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、鉄道、道路等を活用した交流の増加を促進する。	乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光プロモーションの設定を行い、広域マップの作成及び情報発信を行うこと、圏域内への集客の増加を図る。	甲と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光振興に資する。

現		行		改		正		後	
		客の増加及び周遊を図るため	周遊を図るための	調整を図る。					
		催事を行うととも	に、取組の調整	を図る。					
4	その他								
取組事項	取組内容	取組事項	取組内容	取組事項	取組内容	取組事項	取組内容	取組事項	取組内容
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
コミュニティ放送を地活	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	コミュニティ放送を地活	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	コミュニティ放送を地活	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	コミュニティ放送を地活	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。	コミュニティ放送を地活	圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。
危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時の情報共有等の連携を図るなど、圏域内管理の強化を図る。	危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時の情報共有等の連携を図るなど、圏域内管理の強化を図る。	危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時の情報共有等の連携を図るなど、圏域内管理の強化を図る。	危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時の情報共有等の連携を図るなど、圏域内管理の強化を図る。	危機管理体制の強化	圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時の情報共有等の連携を図るなど、圏域内管理の強化を図る。

現 行		改 正 後	
		情報共有等の連携を図る。	情報共有等の連携を図る。
		圏域内での情報交換等を実施し、ICTの活用による業務効率化の推進を図る。	他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、圏域内で情報に、ICTの活用交換等を行い、ICTの活用等による業務効率化の推進を図る。
		業務効率化の推進	他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、圏域内で情報に、ICTの活用交換等を行い、ICTの活用による業務効率化の推進を図る。

## 荒尾市・長洲町学校給食センター協議会の設置について

1	設置の趣旨等	荒尾市及び長洲町は、学校給食に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置する。
2	概 要	<p><b>【組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 荒尾市・長洲町学校給食センター協議会</li> <li>・所掌事務 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食施設の設置に関する事務</li> <li>(2) 学校給食施設の管理に関する事務</li> <li>(3) 学校給食施設の運営に関する事務</li> <li>(4) その他学校給食について必要な事務</li> </ul> </li> <li>・事務所 荒尾市内（荒尾市教育委員会教育振興課）</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数 会長1人、委員3人</li> <li>・構成 荒尾市長、長洲町長、荒尾市教育長、長洲町教育長</li> <li>・任期 両市町の長及び教育長の任期による。</li> </ul>
3	施 行 期 日	令和2年10月1日

# 議第93号資料

## 令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	公用車購入・リース費	5,490				5,490	<input type="checkbox"/> EV車導入による災害発生時における電源供給車両としての活用 ・修繕費 173 ・備品購入費 715 ・自動車購入費 4,602
	広報管理費	856				856	<input type="checkbox"/> 庁舎以外の場所からホームページ等での情報発信を行うための環境整備 ・消耗品費 9 ・通信運搬費 212 ・備品購入費 635
	ICT利活用基盤整備事業費	26,378				26,378	<input type="checkbox"/> WEB会議環境の構築による接触機会の低減及び効率的な会議等の実施 ・消耗品費 5,337 ・通信運搬費 1,958 ・備品購入費 19,083
	戸籍住民基本台帳費	1,500				1,500	<input type="checkbox"/> 庁舎滞在時間の短縮及び利便性の向上を図るためのライフイベントごとに必要な手続や提出書類を確認できるサービスの導入 ・案内システム導入委託料 1,044 ・使用料 456
2 款計		34,224				34,224	
3 民生費	生活困窮者自立相談支援事業費	980	733			247	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員任用による支援体制の強化 ・非常勤職員報酬 891 ・期末手当 46 ・費用弁償 43 (財源) ・国庫負担金 733
	放課後児童クラブ運営事業費 (平井小、有明小、清里小)	768	894			△ 126	<input type="checkbox"/> 小学校の臨時休業に伴う運営経費の増 ・非常勤職員報酬 734 ・電話料 34 (財源) ・国庫補助金 447 ・県補助金 447
	放課後児童健全育成事業費	6,087	4,058			2,029	<input type="checkbox"/> 委託先放課後児童クラブにおける小学校の臨時休業期間の自粛要請に伴う利用料の還付及び臨時休業に伴う運営経費の増に対する補助 ・新型コロナウイルス感染症対策利用料減免補助金 2,055 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急対応経費補助金 4,032 (財源) ・国庫補助金 2,029 ・県補助金 2,029
	放課後児童クラブ支援事業費	588	392			196	<input type="checkbox"/> 小学校の臨時休業に伴う運営経費の増 ・臨時休業時障害児受入推進事業補助金 588 (財源) ・国庫補助金 196 ・県補助金 196
3 款計		8,423	6,077			2,346	



(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	そ の 他		
4 衛 生 費	保健総務費	3,465				3,465	□職員に感染者が発生した場合の庁舎内消毒、ワクチン開発後の予防接種時等に使用する感染防護服の整備 ・消耗品費 3,465
	水道事業会計支出金	1,167				1,167	□公営企業会計における新型コロナウイルス感染症対策経費 ・水道事業会計支出金 1,167
	4款計	4,632				4,632	
7 商 工 費	新型コロナウイルス対策事業費 (産業振興)	900				900	□売上減等により事業の継続に支障を来す事業所に対する雇用調整助成金等の申請書作成支援(サポート件数の見込み増による) ・雇用調整助成金等申請書作成サポート事業補助金 900
	7款計	900				900	
8 土 木 費	公共下水道費	2,099				2,099	□公営企業会計における新型コロナウイルス感染症対策経費 ・下水道事業会計支出金 2,099
	8款計	2,099				2,099	
9 消 防 費	防災備蓄品等整備事業費	10,425				10,425	□避難所における感染拡大防止のための備蓄品等の整備 ・消耗品費 7,121 ・備品購入費 3,304
	9款計	10,425				10,425	
10 教 育 費	小学校ICT環境整備事業費	276,556	85,200			191,356	□児童1人につき1台の教育ICT端末と通信環境の整備による学びの充実及び遠隔・オンライン学習環境の構築 ・教育ICT環境整備及び運用管理業務委託料 298,977 ・借上料 △22,421 (財源) ・国庫補助金 85,200
	中学校ICT環境整備事業費	81,174	38,355			42,819	□生徒1人につき1台の教育ICT端末と通信環境の整備による学びの充実及び遠隔・オンライン学習環境の構築 ・教育ICT環境整備及び運用管理業務委託料 89,692 ・借上料 △8,518 (財源) ・国庫補助金 38,355
	10款計	357,730	123,555			234,175	
	補正額	418,433	129,632			288,801	一般財源 ・財政調整基金繰入金 288,801
	補正前の額	30,333,888	12,697,588	1,592,200	1,313,509	14,730,591	
	合 計	30,752,321	12,827,220	1,592,200	1,313,509	15,019,392	

# 議第97号資料

## 令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第9号）資料

### 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源 国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	公共施設包括管理調査事業費	11,286	11,286				□公共施設包括管理委託の調査検討 ・公共施設包括管理調査委託料 11,286 (財源) ・国庫補助金 11,286
	個人番号カード交付事業費	386	386				□交付金上限見込額の増 ・通知カード・個人番号カード関連事務 の委任に係る交付金 386 (財源) ・国庫補助金 386
	デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費	1,870				1,870	□デジタル手続法対応システム改修に伴う中継システムの構築 ・戸籍システムに関する住基CS共同利用団体における中継システム構築作業委託料 1,870
2款計		13,542	11,672			1,870	
3 民生費	社会福祉総務費（会計年度任用職員任用）	626				626	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 543 ・期末手当 71 ・費用弁償 12
	国民健康保険特別会計繰出金	△ 754				△ 754	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △754
	介護保険特別会計繰出金	1,161	737			424	□特別会計前年度負担金の精算に伴う補正による ・介護保険特別会計繰出金 1,161 (財源) ・国庫負担金 316 ・県負担金 421
	潮湯運営費	218				218	□憩いの場の設置に伴う指定管理委託料の増 ・指定管理委託料 218
	社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費	75				75	□令和元年度県補助金の精算 ・返還金 75
	ファミリー・サポート・センター事業費	100	68			32	□国基準額の改正に伴う増 ・事業運営委託料 100 (財源) ・国庫補助金 34 ・県補助金 34
	特別保育事業費	310	206			104	□国基準額の改正に伴う増 ・事業運営委託料 310 (財源) ・国庫補助金 103 ・県補助金 103
	生活保護総務費（産休・育休代替職員任用）	1,106				1,106	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 849 ・期末手当 56 ・健康労働保険料 158 ・費用弁償 43
3款計		2,842	1,011			1,831	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	保健総務費	1,155				1,155	□定期予防接種及び複合健診におけるAI-OCRを活用したデータ入力業務の効率化 ・健康管理システム改修委託料 1,155
	保健総務費(産休・育休代替職員任用)	2,825				2,825	□会計年度任用職員2人任用 ・非常勤職員報酬 2,082 ・期末手当 222 ・健康労働保険料 411 ・費用弁償 110
4 款計		3,980				3,980	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	30,506	16,778	13,700		28	□国庫補助交付決定(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)に伴う事業費の増 ・補償金 30,506 (財源) ・国庫補助金 16,778 ・道路橋梁事業債 13,700
	社会資本整備総合交付金事業費(万田添線)	22,051	12,128	9,900		23	□国庫補助交付決定(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)に伴う事業費の増 ・補償金 22,051 (財源) ・国庫補助金 12,128 ・道路橋梁事業債 9,900
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	2,000	1,100	900			□国庫補助交付決定(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)に伴う事業費の増 ・工事請負費 2,000 (財源) ・国庫補助金 1,100 ・道路橋梁事業債 900
	公共下水道費	28,710				28,710	□雨水計画の見直しに向けた現況調査の実施による ・下水道事業会計支出金 28,710
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	167				167	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 167
	土地区画整理事業費	49,712		44,700		5,012	□南新地土地区画整理事業において整備する都市計画道路の施工に伴う大島交差点改良工事 ・工事請負費 49,712 (財源) ・都市計画事業債 44,700
8 款計		133,146	30,006	69,200		33,940	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
9 消防費	消防施設新設費	△ 4,966		△ 4,900		△ 66	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・自動車購入費 △4,966 (財源) ・消防施設整備事業債 △4,900
	消防団備品整備事業費	132	44			88	<input type="checkbox"/> 防護服(チェーンソー防護用チャップス)の整備 ・消耗品費 132 (財源) ・国庫補助金 44
	消防団・自主防災組織等連携促進支援事業費	2,000	2,000				<input type="checkbox"/> 防災コンサート及び避難所運営訓練の実施 ・報償金 60 ・費用弁償 80 ・消耗品費 1,260 ・食糧費 20 ・印刷製本費 100 ・郵便料 10 ・借上料 220 ・備品購入費 250 (財源) ・国庫補助金 2,000
	9款計	△ 2,834	2,044	△ 4,900		22	
10 教育費	事務局費(会計年度任用職員任用)	1,243				1,243	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 849 ・期末手当 154 ・健康労働保険料 197 ・費用弁償 43
	給食センター整備推進事業費	155				155	<input type="checkbox"/> 荒尾市・長洲町学校給食センター協議会の設置に伴う負担金の発生 ・荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金 155
	10款計	1,398				1,398	
款合計		152,074	44,733	64,300		43,041	
各款職員等人件費		31,500	1,000	100	△ 120	30,520	(財源) ・県補助金 1,000 ・大傘田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 △120 ・道路橋梁事業債 100
補正額		183,574	45,733	64,400	△ 120	73,561	一般財源 ・財政調整基金繰入金 73,561
補正前の額		30,752,321	12,827,220	1,592,200	1,313,509	15,019,392	
合計		30,935,895	12,872,953	1,656,600	1,313,389	15,092,953	

## 令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,592,403	864	5,593,267	令和2年度税制改正による自庁システム改修に伴う特別交付金 644 事務処理標準システム導入特別交付金 220
6款 繰入金	一般会計繰入金	638,220	△ 754	637,466	職員手当の減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	738,220	△ 754	737,466	
その他		1,017,693	0	1,017,693	
歳入合計		7,348,316	110	7,348,426	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	111,320	110	111,430	令和2年度税制改正対応自庁システム改修委託料 644 事務処理標準システム導入対応ネットワーク機器設定委託料 220 職員手当の減額 △754
	その他	16,605	0	16,605	
	計	127,925	110	128,035	
その他		7,220,391	0	7,220,391	
歳出合計		7,348,316	110	7,348,426	

# 議第99号資料

## 令和2年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）資料

### < 保険事業勘定 >

#### 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 繰入金	低所得者保険料軽減繰入金	93,918	1,161	95,079	低所得者保険料軽減負担金の令和元年度精算による追加交付分
	その他	1,011,684	0	1,011,684	
	計	1,105,602	1,161	1,106,763	
10款 繰越金	繰越金	3	101,909	101,912	令和元年度繰越金
その他		5,226,970	0	5,226,970	
歳入合計		6,332,575	103,070	6,435,645	

#### 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 基金積立金	基金積立金	90	35,345	35,435	低所得者保険料軽減負担金の追加交付分及び返還金精算残額積立て
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金	1,910	67,725	69,635	国・県負担金及び支払基金交付金の令和元年度精算による返還金
その他		6,330,575	0	6,330,575	
歳出合計		6,332,575	103,070	6,435,645	

### < 介護サービス事業勘定 >

#### 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 県支出金	県補助金	0	1,200	1,200	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
その他		23,309	0	23,309	
歳入合計		23,309	1,200	24,509	

#### 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	施設管理費	1,420	1,200	2,620	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金
その他		21,889	0	21,889	
歳出合計		23,309	1,200	24,509	

1号補正後の介護保険特別会計予算は6,355,884千円で、その内訳は、保険事業勘定6,332,575千円、介護サービス事業勘定23,309千円となります。

今回の2号補正により、保険事業勘定を103,070千円増額、介護サービス事業勘定を1,200千円増額しますので、2号補正後介護保険特別会計予算は6,460,154千円となります。

## 令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰越金	繰越金	1	9,655	9,656	令和元年度決算剰余金
その他		852,997	0	852,997	
歳入合計		852,998	9,655	862,653	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	777,537	9,655	787,192	令和元年度被保険者保険料 繰越金
その他		75,461	0	75,461	
歳出合計		852,998	9,655	862,653	

# 議第101号資料

## 令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	167,480	167	167,647	職員手当の増額
その他		618,930	0	618,930	
歳入合計		786,410	167	786,577	

【歳出】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	90,079	167	90,246	職員手当の増額
その他		696,331	0	696,331	
歳出合計		786,410	167	786,577	